

平成 27 年第 4 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

## 平成27年第4回教育委員会会議

1 日 時 平成27年3月13日（金） 13時30分～15時40分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

### 3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
教育政策担当課長	加 藤	聖 治
教育政策担当係長	信 太	希久子
調整担当係長	柏 尾	瑞 希
学校施設担当部長	大 古	聡
保健給食課長	小田原	史 佳
保健係長	坪 松	剛
給食制度担当係長	杉 山	善 章
学校教育部長	大 友	裕 之
研修担当課長	勝 田	真 塩
中等教育学校担当課長	宮 地	宏 明
中等教育学校担当課長	相 沢	克 明
中等教育学校担当係長	村 上	玄 光
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
幼児教育センター担当課長	出 葉	充
幼児教育企画研修担当係長	工 藤	ゆかり
教職員担当部長	引 地	秀 美
教職員課長	油 屋	誠
教職員係長	宗 片	浩 昌
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員人事担当課長	阿 地	俊 弘
総務課長	杉 村	亮

庶務係長  
書 記

井 上 達 雄  
石 川 亜 樹

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 平成27年度教育委員会事務の点検・評価の実施について

議案第2号 市長事務の補助執行に係る協議について

議案第3号 市長事務の補助執行に係る協議について

議案第4号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の  
一部を改正する規則案

議案第5号 札幌市教育委員会公文書管理規則等の一部を改正する規則案

議案第6号 札幌市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の評価に関する  
要綱の一部を改正する要綱案

議案第7号 学校管理職及び指導主事の人事について

議案第8号 教職員に対する懲戒処分について

議案第9号 教職員に対する懲戒処分について

**【開 会】**

○山中委員長 それでは、平成27年第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部委員にお願いいたします。

本日の議案第7号から第9号は、人事に関する事項に関する事項ですので、教育委員会会議規則第14条第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第7号から第9号については、公開しないことといたします。

## 【議 事】

### ◎議案第 1 号 平成27年度教育委員会事務の点検・評価の実施について

○山中委員長 それではまず、議案第 1 号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第 1 号 平成27年度教育委員会事務の点検・評価について説明いたします。

教育委員会事務の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、実施するものです。

本議案では、平成27年度の点検・評価を実施するに当たり、点検・評価項目と意見を徴する学識経験者をご決定いただきたいと思います。

別紙 1、点検・評価項目をご覧ください。

札幌市教育振興基本計画に掲載している全ての成果指標及び体系上の幾つかの施策を点検・評価項目とすることとして、施策については、事務局案として別紙 2 のとおり提案させていただきたいと思っております。

具体的には、別紙 2、A 3 判横の資料をご覧ください。

表の右側、平成27年度対象（案）としている項目の赤い実線の囲み内で丸印をつけている施策が事務局案となります。

施策としては七つですが、網かけで色分けしたとおり、大きく三つの分類となります。

一つ目は黄色の網かけをした特別支援教育に係る施策を三つ、二つ目は水色の網かけをした教職員の資質向上に係る施策二つ、三つ目は緑色の網かけをした情報化の推進に係る施策二つです。

提案させていただく項目は、平成26年度において重点的に実施し、さらに、平成27年度以降、充実又は新たな展開が検討されていること、また、そのほかに、過去の選定状況、施策間の関連、対象項目数などを考慮して選定したものです。

なお、平成27年度からの点検・評価は、教育振興基本計画の進行管理の一端を担うという位置づけのもととして実施することから、計画期間の 5 年間の施策を評価対象とする、平成27年度から31年度までの 5 年間で、計画上の全ての施策を最低 1 回は評価対象としたいと考えているところです。

評価対象となる施策については、毎年度、教育委員会にて決定いただきますが、一旦、事務局で想定している平成31年度までの対象案は、表の一番右側にある、平成28年度以降の評価対象想定のとおりです。これは、会議外の報告の際に教育委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、参考として提出させていただいているものです。

それでは、平成27年度の事務局案としてお示しした赤枠内の七つの施策について、大きく三つの分類でその選定理由を具体的に説明させていただきます。

議案の参考2をご覧ください。

まず、特別支援教育にかかわる部分です。

全国的な傾向として、特別支援の子どもたちが増えていますが、札幌市においても、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が急増しています。また、文部科学省の調査によると、小中学校の通常学級に発達障がいの可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍していると考えられています。

このような状況の中、札幌市においては、現在、学びのサポーターの拡充等による学校支援体制の充実、市立特別支援学校における児童生徒の障がいの多様化などに応じた教育内容の見直しの検討、インクルーシブ教育システム構築に関するモデル事業を通じた実践事例の研究などを進めているところです。

また、平成27年度以降については、さらに、身近な地域で専門的な教育を受けられるよう、特別支援学級や通級指導教室の整備拡充、平成28年度の障がいを理由とする差別の解消に関する法律の施行に伴い、法の理念の解説や、好事例等を整理して、学校職員に対する対応指針の策定、特別支援教育に関する相談件数の増加等に伴う相談員や相談場所の拡充などを重点的に進めていく予定です。

このように、特別支援教育に関しては、近年、様々な面でニーズが高まっており、将来像を見据え、さらに充実、発展させていくべき施策であることから、平成27年度の評価対象としたいと考えたところです。

次に、教職員の資質向上についてです。

札幌市においては、これまでも、目指す教育を具現化する資質、能力を兼ね備えた管理職の登用や、学校課題の解決に向けた管理職の適材適所の配置、特別選考枠の推進などによる優秀な人材の確保、さらに、教職経験や職能に応じた研修などを展開してまいりました。

このような状況の中、平成26年度は、教育振興基本計画の推進を考慮した研修内容、研修方法の改善充実を行ったほか、若手教員の資質能力の向上を目指して、採用前に参加希望者を対象とした研修、フレッシューズセミナーを北海道教育大学と連携して新たに実施し、さらに、採用後も、これまで1年間で実施してきた初任者研修を2年間かけて実施するというところです。

また、管理職については、マネジメント力の更なる向上を目指し、平成27年度の新任校長を対象に校長会とも連携した研修を新たに行う予定であり、さらに、幅広く柔軟な発想力を持つ教職員の育成のため、道内外の市町村教委と相互の人事交流も行っていく予定です。

このように、今日的な課題に対応するため、新たな取り組みも交えながら、

教員の資質向上に取り組んでおり、今後のさらなる充実、発展につなげるため、検証が必要であることから、評価対象としたいと考えたところです。

最後に、情報化の推進についてです。

情報化への対応については、次代を担う子どもたちにとって重要なものでして、教育の情報化は全国的な課題となっています。

文部科学省は、平成23年4月に教育の情報化ビジョンを策定し、教科指導におけるICTの活用などを通し、教育の質の向上を目指すことを明らかにしています。さらに、平成25年6月に閣議決定された国の第2期教育振興基本計画においても、ICTを活用した教育の推進が掲げられています。

このような中、札幌市においても、現在、モデル校においてタブレット端末やデジタル教科書などの活用に関する実践的な研究を行うとともに、ICT機器や教材の整備、活用促進に向けた施策などを含めた総合的な推進方針の作成を進めており、平成26年度内におおよその方向性を打ち出していきたいと考えているところです。

今後は、子どもたちの学ぶ力の育成に資する教育の情報化について、推進方針に基づいた具体的な取り組みを推進していく必要があることから、評価対象としたいと考えております。

各項目の選定理由は以上となりますが、いずれの項目も、過去の点検、評価において、体系的に評価したことがないことも考慮しています。

次に、別紙1の2番目、意見を徴する学識経験者についてです。

事務局案としては、お一人は、学校教育分野の専門家として、今回、初めてとなる、北海道教育大学にて生物学を専門とされている並川寛司先生にお願いしたいと考えています。また、社会教育分野の専門家としては、平成25年度からの3回目となりますが、札幌国際大学で社会教育学を専門とされている佐久間章先生にお願いしたいと考えています。

以上、点検・評価項目及び意見を徴する学識経験者に関して、事務局案を説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

委員の方々から、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

○池田（官）委員 二つ目の意見を徴する学識経験者についてですが、別紙1の1人目の並川教授については、専門は生物学となっておりますが、学校教育については非常に十分な学識をお持ちの方と理解して構わないのですね。

○**学校教育部長** 教育大附属札幌中学校の校長先生もなさっています。また、今回、フレッシューズセミナーなど、大学との連携時にも窓口になっていただいでいて、小中の教育にお詳しい方です。

○**山中委員長** 生物学が専門だからということで選んだのではないということですね。

○**池田（光）委員** 参考2の第1番目の特別支援教育の推進のところですが、前回、北翔養護学校に訪問させていただいて感じたことは、彼らの卒業後のことを踏まえながらの特別支援教育の推進まで踏み込んで考えたほうがよいのではと感じました。

卒業した後のケアも含めて少し考えを入れ込んでいったほうがよいのかなと思っていますのですが、それが正しいかどうかをお聞きしたいと思ったのです。悩むところかなとは思っています。

○**学校教育部長** 北翔の場合は、就労や進学というよりも、福祉の方向に絡んでいくと思うのですが、例えば、豊明のような場合は、就労支援という視点で考えていますので、その部分は卒業後のことも含まれる部分が当然出てくると思います。しかし、北翔については、教育の部分から少し外れていくところもあるかと思えます。

実際に、この点検の中で点検内容を示した段階でいろいろとご議論をいただくのがよいかと思えます。

○**山中委員長** 卒業後のケアのことも含めた指導というものを特別支援教育の中にどこまで取り込んでいくのか、点検評価をしながら、さらにこういうことまでやっていくべきではないかというご指摘があれば、当然、点検評価の中身として取り上げていくことにはなるのではないのでしょうか。

○**阿部委員** 参考2の2段目の教職員の資質向上に、管理職の適材適所の配置というところがありますが、管理職の適材適所の配置というのは具体的にどういうことを指すのか、教えていただけますか。

もう一つ、特別選考枠の推進というのは具体的にどういうことを指すのか、この2点を教えていただきたいと思えます。

○**教職員担当部長** 管理職の適材適所の配置というのは、例えば、特別支援関係の施設がある、あるいは、こちらのほうでモデル事業を長年お願いしている



ところの管理職については、地域の実情と、特別支援のモデル事業を指定している学校に力量のある管理職を配置するという例があるかと思えます。

それから、特別選考枠については、スポーツに長けている方、あるいは、障がいをお持ちの方で教員を目指している方等々につきましては、特別選考枠を設けて選考している現状です。

○池田（官）委員 施策の項目については、非常に適切ではないかと感じます。

少し細かいことですが、一つ目の特別支援教育の推進について、参考2として用意していただいた資料にも、通常の学級に発達障がいの可能性がある方が非常に多く在籍しているということで、これが、直接、特別支援教育という形にならないのかもしれませんが、こういう方への現場での対応はすごく難しかったり大変なのだろうと思えます。

施策の評価なので難しいかもしれませんが、そういったことを評価の項目として盛り込んでいくことはできるのでしょうか。つまり、通常の学級にいる発達障がいの可能性のある方たちへの現場の対応で何かなされてきたことや、問題点を抽出していったりするような項目を含めていくことはできそうでしょうか。

○学校教育部長 この項目でいいますと、1－4－1に一人一人の多様なニーズに応じた教育の充実というところがあります。実際に研修などをやりながら、校内での特別支援教育を充実させる体制は進めているのですが、その部分がしっかりとされているのかどうか、そういった観点から点検の中に組み込んでいくことはできると思えます。

○山中委員長 当然、研修と関連させて取り上げるべき部分があるわけで、現場には発達障がいでありながら普通学級に通っている方がいます。保護者の立場から見て、普通学級で学ばせたいということで通わせている例があるのを見聞きしますが、それについては、現場の先生方は大変苦勞していらっしゃる。それに対して、教育委員会としても、どういう形で研修し、応援していくのかというのは大事です。それは、特別支援の枠ではなくて、研修も含めながら、普通学級における学習のあり方を全体的に検討していかなければなりません。横の連携が必要になると思うので、そこは取り上げさせていただいたほうがよいかと思えます。今回の設定の枠の中にはめてしまうというよりも、ほかのことにも関連しながらということをお願いしたいと思えます。

○阿部委員 最後の情報化の推進のところです。

ICTということで、パソコンなどのITのことにに関して、非常に詳しい教員と、逆に、操作に苦手意識を持っている先生と格差があるという現状だと思います。ICTを活用するとなったときに、その格差をどのように埋めていくのかというところについて、これからはなると思うのですが、どのように捉えられているかを教えていただければと思います。

○**学校教育部長** 文部科学省で、毎年の年度末に、教員のICT活用力にかかわる調査を行っているのですが、札幌市の場合、3割ぐらいの教員は授業で実際に使えています。残りの7割は、使うのがかなり難しい状況にあります。例えば、教育センターでは、そういう状況を踏まえて、授業で実際に活用している先生を講師にした上で、授業でどう使うかという講座を設けたりしています。逆に、操作自体がなかなか厳しいという先生もいらっしゃるので、使うスキルみたいな段階での講座を用意したり、教員の状況に応じた講座を用意している状況があります。

また、ICTの機器は、目指すべき授業像があつての機器の利用なものですから、本質を教員がきちんと押さえて、まずは授業を充実させるという意識づくりは経年でやっている研修または管理職対象の研修のときに基本的な考え方を示しているところです。

そういった意味では、センターで行っている講座をさらに教育の実態に合ったような形で進めていきたいと考えているところです。

○**池田（光）委員** 同じく情報化の推進ところです。

2行目から3行目にかけて、ICTの活用などを通して教育の質の向上を目指すとあります。最終的にはこういうことになるためにやると思うのですが、教育のあり方とか違った側面からのICTの活用という面もあるのではないかという気がします。ICTを活用すると、いきなり教育の質の向上につながると思われかねない表現かなと気になっているので、もう少し、多面的なとか、今までとは異なる教育のアプローチの仕方があつて、その結果、質の向上を目指すという形にしたほうがよいと思います。ICTを使うと質の向上につながるとなってしまう気がします。そうではないと思うのですが、その辺はどういう表現がよいのかと思います。このままでよいのかもしれませんし、そういった表現を入れたほうよいのか、読んでいて悩んでいたところですが、その辺はいかがですか。

○**教育次長** ICT自体は、ご指摘のとおり、あくまでも道具です。ですから、ICTを活用すると質が向上するような表現自体はまずい感じはします。これ

はこのとおりとして、検証の中でそういう議論をしていただきたいと思います。

もう一点、先ほどの阿部委員からの質問の中にもありましたが、研修の重要性というのはもちろんそうだと思います。もう一方で、現実にICT機器を使っていく中からどういう教育の内容に変えていくのかと。例えば、ある機械があるから、その操作からどうするかまでを全部自分で開発しなければいけないという、非常にハードルが高いです。ハードルを下げながら徐々に慣れていくことが必要かと思います。

もう一点は、ここにタブレットと書いてあります。タブレットは、調べ学習をするのに非常に役に立ちます。そういう機器の特性も踏まえた教育の中身を考えて、何の中身に都合がよい道具かも考えていかなければいけないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○山中委員長 先ほど、学校教育部長からもお話があったように、授業の内容をきちんとし、その上でICTをどう取り込んでいくかということが大事だと思いますので、この後の点検評価の中でさらに検討していききたいと思います。

○生涯学習部長 ICTについては、今やっている整備状況、モデル事業の中身などを含め、年度内に大きな方向性の方針的なもの、例えば、タブレットの入れ方ですとか、全体の教科書教材の入れ方や活用の仕方も含めて大きな方針を定めたいと思っておりますので、その辺をベースにさせていただいて点検評価していくことになってくるかと考えています。

○池田（光）委員 別紙2のところ、この先の目安になるものをつくっていただいて、本当にありがたいと思って見ていました。

そこで、ここまでつくったので、できれば、平成28年度のものについてはいつごろ議論していくのか、いつごろ対象項を確定していくのか、その辺のところをどこかの時点で決めていただければありがたいと思います。3月よりももう少し手前のほうがよいかなという感じもしていますので、その辺の時期をどこかの時点で決めていただければありがたいと思います。

○山中委員長 基本的には来年度の問題ですが、どうですか。できるだけ早く議論を開始できるようにしてもらったほうがよいということです。

○教育政策担当係長 イメージとしては、2月に一度お示しさせていただいて、3月に議案の提出と思っていたのですが、もっと早いほうがよいということであれば、その段階で情報をお示しすることも可能です。

○池田（光）委員 できれば、12月ぐらいまでがよいと思います。10月でも11月でもよいのですが、一回、議題に上げてもらおうと、いろいろな議論がしやすいかと思っています。事務的に難しければ構いませんけれども、点検評価のところはどれがよいのか、やっていく中で変わっていくことがあると思うので、少しでも早目のほうがありがたいと思っています。

○教育政策担当係長 頭出しを11月、12月にということで進めたいと思います。

○池田（官）委員 管理職のマネジメント力に関連させて、教職員のメンタルヘルスへの対策とか、現場でのケアとか、それがどんな形なのか、ぜひ点検していただければありがたいと思います。

○山中委員長 要望ですね。ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、具体的な案をある程度提示していただいて、また議論していくということではよろしいでしょうか。基本的には、平成27年度の点検評価の対象（案）、意見を徴する学識経験者については、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

先ほど、学識経験者についてご意見があったように、専門が生物学という分野ですと、一般の方は、何で生物学の人を選ぶのだと疑問を感じるわけですから、この方については、教育大学附属の小・中学校の校長先生という立場で、教育政策全般にわたっての経験を踏まえて学識経験者として選考していることがわかるようにしていただいたほうがよいだろうと思います。その点は要望しておきたいと思います。

それでは、議案第1号は以上です。

○生涯学習部長 参考までに、今後のスケジュールの概略をまとめていますので、ご参考にしていただきたいと思います。具体的には、5月の連休明けぐらいからということになりますが、改めて議案として協議していただきたいと思います。

います。よろしくお願ひいたします。

○山中委員長 よろしくお願ひします。

◎議案第2号 市長事務の補助執行に係る協議について

○山中委員長 それでは、続いて、議案第2号のご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第2号の市長事務の補助執行に係る協議について、説明させていただきます。

1月23日の教育委員会会議において関係条例の整備についてご審議いただいたとおり、このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。

本日は、この法改正に伴い、新たに設置することとなった総合教育会議の運営等に関する事務について、市長部局から協議の申し入れがあったことから、議案として提案するものです。

初めに、総合教育会議について改めて説明させていただきます。

参考資料をご覧ください。

この資料は、今回の地教行法改正の概要について、文部科学省が作成したリーフレットです。総合教育会議に関する説明は、右側、ポイント③総合教育会議になります。

総合教育会議とは、今回の法改正によって新たに設置されることになった会議で、市長が招集し、市長と教育委員会という対等な執行機関同士が協議、調整を行う場です。

この会議においては、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱や、重点的に講ずべき教育施策等について協議、調整を行うこととなります。

なお、ここで言う協議とは、自由な意見交換、調整とは教育委員会の権限に属する事務について、市長の権限に属する事務との調和を図ることとされています。この会議で協議、調整した結果、両者が合意した事項についてはそれぞれ尊重義務を負いますが、協議、調整が整わなかった教育に関する事務の管理、執行に関しては、これまでどおり、教育委員会が最終責任者として決定していくこととなります。

この総合教育会議の運営等事務の所管に関しては、改正になった地教行法において、市長が当該会議を設置し、招集すると規定していることから、市長部局において担うことが想定されています。

しかし、当該事務については、地方自治法の規定に基づき、各自治体の実情に応じて教育委員会事務局に委任または補助執行させることも可能であるとの見解を文部科学省が出しており、本市においても、別紙のとおり、市長部局から教育委員会に対し、総合教育会議の運営等の事務を、教育委員会を補助する職員が補助執行することについて協議の申し入れがあったところです。

事務局としては、総合教育会議において協議題となる事項は教育行政に関す

るものが主であることから、当該会議の運営等の事務の執行には、教育分野に係る様々な専門性を必要とする点、また、当該会議の開催に当たっては、市長部局と教育委員会事務局間に加え、各教育委員の皆さんとの連絡調整も行う必要がある点から、札幌市においては、当該事務を教育委員会事務局の職員が補助執行することによって、より円滑かつ効率的に執行することができるのではと考えたところです。

つきましては、本議案にあるとおり、市長部局から申し入れがあった総合教育会議の運営等に関する事務を、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育長が執行することとし、その旨を市長部局へ通知することとしてよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○池田（光）委員 全国の教育委員会も同じような形でやるのでしょうか。

○総務課長 現在、20の政令指定都市の中で、教育委員会事務局職員が補助執行する方向で検討中の市は6市、市長部局が担当するのが8市、未定が6市と、3等分に分かれている状況です。

○山中委員長 補助執行というのは、例えば、総合教育会議を開くときに、いろいろな資料をつくったり、設営とか、そういうことを教育委員会事務局でやるのか、市長部局のほうでやるのかということですね。

○総務課長 あくまで補助執行ですので、市長の名をもってやることには変わりありません。ただ、実際の事務をどちらがとるかということで、札幌市の場合は、現在の教育委員会で非常に円滑に進んでいるということと、やることは教育行政に関することですので、教育委員会事務局でやるほうが効率的だろうということで、そういう形の提案になっています。

○山中委員長 市長部局が担当となった場合でも、市長部局が教育委員会事務局に、こういう資料を集めてくれとか、この点はどうなっているのだということを聞いてこないと具体的なものを用意できないということにもなりかねないのでしょう。

○総務課長 はい。

ただ、一つ補足させていただきますと、現段階で、4月1日から体制を整えなければいけませんので、そのようにいたしました。4月12日の市長選で選ばれた市長が、直接事務を執行するというふうになるかもしれませんが、最終的には市長選後の判断になろうかなと思いますけれども、4月1日のスタートとしてはこの考え方でいきたいというところです。

○池田（官）委員 今のことと関連して、補助執行の申し入れを受けて、それを首長が撤回することについての規定もあるのですか。例えば、一度、申し入れをしたら、ある程度の期間はそれが続くとか、極端に言うと、申し入れをして、4月12日なりの時点でそれを撤回するというのも理論的には起こり得るものなのですね。

○総務課長 今回の協議が調べれば、期限を定めたものではありませんので、別の考え方が決まった段階で変わるということです。いつまでということはありません。

○池田（官）委員 いつまでの期間、補助執行を行うという期間についての規定も全くないわけなのですね。

○生涯学習部長 ありません。今回、法律自体は4月1日から施行になるものですから、その段階で、市長部局にするのか、教育委員会事務局にするのかを決めなければならないということです。

○山中委員長 同じ市長であっても、この方針でやっていこうということでやってきたけれども、やっぱり変えたほうがよいなということで、補助執行を取りやめにしたいという場合もあり得るということですね。

○総務課長 総合教育会議は、あくまで市長が招集して主宰しますので、市長の意向による部分が大きいと思います。

○池田（光）委員 政令指定都市では市長部局がやるところが結構あるということですが、その理由はどういうところなのでしょう。現実的には、教育委員会でしなければならない状況になるような気がします。あえて市長部局にしたというのはどういうことですか。

○総務課長 法で想定しているのは、基本的には市長部局で担当するというこ



となので、まずはそこからスタートしているのではないかと思います。

○池田（官）委員 北海道はどうかという情報は入っていますか。

○総務課長 北海道は、知事部局が総合教育会議をやるというふうに聞いています。

○庶務係長 北海道の場合、知事部局の総合政策部で事務局を担うということです。教育委員会の職員がそちらに異動され、業務を行うと聞いています。

○山中委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第2号については、教育長が市長の権限を補助執行する申し入れを受けるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

◎議案第3号 市長事務の補助執行に係る協議について

○山中委員長 続いて、議案第3号について、事務局からご説明をお願いします。

○児童生徒担当部長 議案第3号の市長事務の補助執行に係る協議について説明いたします。

本年4月より実施される子ども・子育て支援新制度に関する市長事務の補助執行に係る協議の申入れについて、別添1のとおり、子ども未来局より依頼があったことから、議案として提案するものです。

具体的な内容については、別添2を使って説明させていただきます。

まず、裏面の「2 子ども・子育て支援新制度による市長部局の新たな所管」の表をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度においては、新たに施設型給付という財政支援の仕組みが作られ、各市町村が幼児期の教育、保育、子育て支援の提供について計画を策定し、給付等を行うこととなります。

札幌市においては、市長部局の子ども未来局が認定こども園及び施設型給付に移行する私立幼稚園を所管し、認可、確認、給付、指導等の新たな事務を行うこととなり、平成27年4月で対象になる件数は、表の一番左側の青字のとおり、認定こども園17園、現行制度から施設型給付に移行する私立幼稚園18園の計35園です。

この新たな事務のうち、幼児期の学校教育や幼稚園のあり方については、教育及び学校にかかわる様々な専門的知識や経験を要することから、事務の一部を教育委員会事務局に補助執行を依頼されています。

下段にある「3 市長部局と教育委員会の関係」をご覧ください。

これまで、教育委員会が関与するのは公立幼稚園だけでしたが、子ども・子育て支援新制度においては、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の5に「地方公共団体の長は、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言または援助を求めることができる」とあり、国も、質の高い幼児期の教育、保育を提供する観点から、教育委員会が積極的に新制度に関与することが求められています。

次に、依頼されている補助執行の事務内容についてです。表面の「1 補助執行を依頼されている事項」の表をご覧ください。

1点目は幼稚園等における幼児教育に関する運営指導、2点目は幼稚園等における入園に関する応諾義務の履行確認、3点目は認定こども園に勤務する保育教諭に関する幼児教育の研修の実施、4点目は市立認定こども園における3歳児以上の健康診断業務です。

具体的な内容としては、幼稚園等における教育課程等の作成や運用等についての確認、特別な支援を必要とする幼児が学校教育に適応できるかの判断、保育教諭に対する研修の実施、各種検体検査、専用器材の調達、配備などの健康診断に関連する業務といったものになります。いずれも、本市においては、教育委員会のみがその知識と経験を有しているものですので、内容の具体的な部分について補助執行を依頼されているところです。

議案第3号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

これも、市長部局の子ども未来局の所管ですが、教育委員会事務局の方が経験を持っているから補助執行してください、ということですね。

ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、原案どおり決定ということでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定されました。

◎議案第4号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 議案第4号について、事務局から説明してください。

○学校施設担当部長 議案第4号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案について説明申し上げます。

今回、平成27年度の学校給食の実施に当たり、規則の別表で定めている複数校給食の組み合わせの一部改正についてご審議いただきたいと存じます。

まず、資料の2番目の変更内容というページをご覧ください。平成27年度の複数校給食実施形態の変更内容です。

まず、改めて、札幌市の学校給食の実施形態について説明させていただきます。

札幌市では、自校分の給食のみを調理する単独調理校方式と、自校分に加え、近隣の調理施設を持たない学校の給食をあわせて調理する複数校給食方式の二つの形態で実施しています。

この複数校給食方式を親子給食と呼んでおり、給食の供給校を親学校、被供給校を子学校としています。

また、この親子給食の組合せを定めているのが札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則ということになります。

今回、平成27年度の学校給食実施に当たり、親学校と子学校の組合せの一部を変更する必要があることから、同規則の一部改正についてご審議いただきたいと存じます。

具体的な変更内容について、概略を説明させていただきます。

今回の変更は、大きく分けて2点あります。

1点目は、学校改築等に伴う変更についてです。

まず、平成26年度末で改築整備が終了する中島中学校及び啓明中学校に関する変更ですが、表中では変更（ア）及び（イ）の部分です。

中島中学校は、現在、幌東中学校の子学校として給食提供を受けていますが、学校改築に伴い、親学校としての稼働を想定した調理室が整備されることから、平成27年度から柏中学校の親学校とします。これまで、柏中学校は真駒内曙中学校から給食を供給していましたが、運搬距離が長かったこともあり、今回の改築で、より衛生的な設備を備え、かつ、近郊である中島中学校を親学校として選定しました。

この変更に伴い、幌東中学校と真駒内曙中学校は単独調理校となります。

啓明中学校についても、中島中学校と同様に平成27年度から稼働しますが、こちらは、自校の調理食数が多いことや、近隣に組替えを要する適当な子学校

がないことから、平成27年度については単独調理校とします。

続いて、屯田小学校及び開成中等教育学校に関係する変更についてです。表中では変更（ウ）（エ）の部分です。

屯田小学校は、現在、改築作業をしていますが、平成27年度当初から親学校として稼働する予定でした。しかし、改築工事が遅れており、給食開始が2学期からとなったため、1学期については、現行どおり、屯田南小学校の子学校として給食の供給を受けることとなります。また、年度途中で親学校になることは、事務手続上、煩雑になりますこと等から困難であるということで、平成27年度については単独調理校としております。

開成中等教育学校については、平成27年度から新規開校するところですが、中学校に相当する前期課程については、学校給食を提供することとなります。これまで、単独調理校だった東栄中学校を親学校としました。

続いて、変更（オ）についてです。

現在、単独調理校である月寒東小学校は、平成27年度から全面改築工事が行われます。工事中は給食調理には使えないということになりますので、近隣のしらかば台小学校を親学校とすることとしています。

学校改築等に伴う変更について以上です。

2点目は、衛生管理上の課題のある調理校の子学校化及び調理食数の調整等に伴う変更についてですが、表中の変更（カ）の部分になります。

先ほどの全面改築等により、新たに衛生管理面で優れた調理室を備えた学校が整備される一方で、築40年を超え、老朽化や施設面積等の問題から、汚染区域と非汚染区域の明確な区分けが困難でできないなど、衛生的に課題の残る調理室の学校も生じてきているところです。調理校数の増加による財政的な負担にも配慮して、このような学校については、計画的に、子学校として、より衛生的な調理室を備えた学校からの給食供給を受けられるように組替えを、随時、実施しているところです。

平成27年度については、白石小学校をその対象としています。

続いて、食数の調整等に伴う変更です。

東札幌小学校は、児童数178人の西白石小学校の親学校としていましたが、西白石小学校は、食数が少なく、供給能力に余剰があることから、今回、児童数510人の白石小学校の親学校として組み替えることとしました。

一方で、北郷小学校は、調理食数が多かったことから、表にあるとおり、調理食数の少ない西白石小学校を同校の子学校に、米里小学校をこれまで単独調理校だった菊水小学校の子学校にすることで、調理食数の調整を図ったところ です。

最後に、変更（キ）の部分についてです。

星置東小学校は、調理食数が多く、近年、児童の増加が見られる学校です。既存の調理室ではこれ以上の児童増に対応できないおそれがあることから、平成27年度から単独調理校として、稲穂小学校は、これまで単独調理校だった手稲西小学校の子学校に変更することとしました。この組替えにより、従来の組合せにおいて、運搬距離が4キロメートルを超えているという課題もあわせて解消しています。

少々複雑で長くなりましたが、本案の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

今回の組替えによって、デメリットとなることはないのですね。

○学校施設担当部長 デメリットはどんどん解消していく傾向にあります。現状、古くなったものをスクラップして、新しくできた衛生設備を充実したものに取替えているということで、組合せが入れかわっている状況です。

○山中委員長 現場で混乱するというおそれもないのですか。

○学校施設担当部長 改築に伴う変更などは何年もこういう形で行われてきておりまして、現場も、今度はこういうことだと予想していただいていますので、その辺は大丈夫だと思います。

○池田（光）委員 生徒の人数が変化していったときに、それに対応していくような形がとれていけるのかなど、今後の課題みたいなものはあるのですか。

○学校施設担当部長 子どもの数は減る傾向にありますので、どこかでバランスが崩れてきます。その一方で、改築は古い順番にやっています。必ずしも全市満遍なく均等に改築していくわけではないので、近代的な調理室が満遍なくできていくわけではない一方、子どもたちが減って行ってバランスが悪くなる形になるものですから、これから老朽化が進展していくのと子どもが減っていくことのかみ合わせで、その辺の調整が非常に厳しくなってくることは数年先に予想されています。

昭和40年後半ぐらいから、1年に15校ぐらいずつ学校を建てた時代がありまして、それらが一斉に老朽化のピークを迎えることになるので、給食室をどうやって配置していくのか、非常に大きな課題になってくると思います。

○山中委員長 改築の場合、今後の児童数がこうなっていくだろうということを考えて改築するけれども、そのときに、給食の関係についても頭に入れて改築するというわけではないわけですね。

○学校施設担当部長 前面には出てこないですが、統廃合の関係で親子のバランスがどんどんずれてくるものですから、トータルではどういう形が一番いいのか、統廃合等を総合的に判断します。

○山中委員長 給食の組合せを後から考えていく形にならざるを得ないわけですね。

○学校施設担当部長 苦肉の策で入れかえているような格好ですが、これからはだんだん苦しくなっていくことが予想されています。

○山中委員長 その辺は、池田（光）委員の質問との関係でいえば、改築や統廃合でこうなるだろうということを見越して、改築の中に給食のことも織り込んだ改築を考えたほうがよいのではないかと思います。

○学校施設担当部長 今のように、温かい給食をできるだけ近くのところに運ぶシステムがなかなか機能しなくなってくるので、その辺は十分に考えていかなければならないと思っています。

○池田（光）委員 今の時代だと、保温技術などがあると思います。もうやっぺらっぺらと思うのですが、そういうところも研究してみたりしていただきたいです。もちろん研究していらっしゃると思いますが、その辺も提案していただいて、議論に入れてもれえばと思います。

それから、できれば図式でもらえるとすごくわかりやすいと思います。この表だととてもわかりづらいのですが、図式はありますか。

○山中委員長 後のほうにあります。

○池田（光）委員 札幌市の地図がついていたりすると、もう少し検討の余地があるのかなという気がします。

○学校施設担当部長 どれぐらいわかりやすくできるか、検討させていただき

たいと思います。

○山中委員長 地図上であらわしてくれると、これがこちらへ行くのだなというのがわかると思います。

○阿部委員 親子の関係というのは、あくまで、小学校は小学校が親子の関係であるべきという考え方ですか。

○学校施設担当部長 小学校と中学校ではメニューも量も違いますので、基本的には、同じ調理室でつくる場合に、両方が入りまじらないようにという考え方でやっています。

○山中委員長 量とかカロリーが違いますからね。ほかにいかがでしょうか。特にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 将来は人口減もあり、偏っていく場合もあるでしょうし、そういったことも考えながら、ある程度、総合的に見通しを立てていただくことは大事かなと思います。

それでは、この議案に関しては、このとおり決定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第4号については、提案どおり決定されました。



◎議案第5号 札幌市教育委員会公文書管理規則等の一部を改正する規則案  
○山中委員長 それでは、議案第5号についてご説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第5号の札幌市教育委員会公文書管理規則等の一部を改正する規則案について説明いたします。

市立札幌開成中等教育学校については、いよいよ来月開校しますが、学校教育法第1条に規定する中等教育学校という新たな学校種が札幌市立の学校で初めて開校することになります。先日は、中等教育学校の設置に伴い、改正が必要となる条例として、平成27年第1回定例市議会に提案した中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例案のうち、教育委員会が所管する部分についてご審議いただきましたが、本日は、教育委員会が所管する規則で改正が必要なものについてご審議をお願いするものです。

今回、中等教育学校の設置に伴い、札幌市教育委員会公文書管理規則等、全部で九つの規則の改正が必要となります。改正内容は、中等教育学校に係る文言を追加したもの、市民にもわかりやすいよう、学校種を明記するという観点から、これまで小学校、中学校、高等学校に含まれるものとして扱っていた特別支援学校を追加したもの、その他あわせて規定整備を行ったものとなっております。

順に説明させていただきます。参考資料として新旧対照表を添付していますので、ご覧ください。

まず、①札幌市教育委員会公文書管理規則ですが、学校における文書事務を処理する者として、学校に学校文書管理者及び学校文書取扱者を置いており、高等学校では事務長を充てていることから、中等教育学校についても同様に事務長を充てることとするものです。

次に、②札幌市立特別支援学校学則ですが、特別支援学校の高等部に入学することのできる生徒は、中学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とされていることから、ここに中等教育学校の前期課程を修了した者を加えるものです。

次に、③札幌市立学校職員被服貸与規則ですが、中学校または高等学校において、理科、家庭科または美術科を担当する教諭等には白衣を貸与することとしていることから、ここに中等教育学校と特別支援学校を加えるものです。

次に、④札幌市立学校の指導が不適切な教員の取り扱いに関する規則については、対象となる教員に、中等教育学校の教員を追加するものです。

次に、⑤札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則ですが、災害共済給付契約に係る児童または生徒の保護者等から徴収する共済掛金の額について、中学校の生徒と高等学校の全日制課程の生徒に準じ

て、中等教育学校の前期課程と後期課程それぞれの金額を定めるとともに、所要の規定整備を行うものです。

次に、⑥札幌市奨学金支給条例施行規則ですが、高等学校等に進学しようとする者の奨学生になるための願書の提出期限を定める規定に、中等教育学校の後期課程への進級を追加しました。また、様式のうち、高等学校の記載があるものについても、中等教育学校の後期課程と特別支援学校の高等部を追加するとともに、所要の規定整備を行いました。

次に、⑦札幌市生涯学習センター条例施行規則、⑧札幌市定山溪自然の村条例施行規則、⑨札幌市青少年科学館条例施行規則ですが、いずれも、市内の中学校または高等学校が使用する場合に、使用料等減免の規定があることから、ここに中等教育学校と特別支援学校に係る文言を追加するとともに、⑨についてはこれとあわせて所要の規定整備を行いました。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ご質問、ご意見はありますか。

形式的な文言の改定のようなのですが、提案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、提案どおり決定とさせていただきます。

◎議案第6号 札幌市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の評価に関する要綱の一部を改正する規則案

○山中委員長 それでは次に、議案第6号の説明をお願いします。

○教職員担当部長 札幌市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の評価に関する要綱の一部を改正する要綱案について説明申し上げます。

札幌市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の勤務成績の評定については、平成20年度から札幌市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の評価に関する要綱等に基づき、現在、実施しているところです。

このたび、平成27年度の市立札幌開成中等教育学校の開校に伴い、当該要綱に必要な規程整備を行う必要が生じることから、本改正案を提案するものです。

具体的な内容については、これまで札幌市立高等学校に勤務する職員としていたものに、中等教育学校の後期課程の職員を加えるものです。詳細については、新旧対照表のとおりです。

本件に関しましては以上のとおりです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○池田（官）委員 要綱と規則というのは、どちらが上位なのですか。要綱という言葉は、耳なれなくて、わかりづらいので、教えていただければありがたいと思います。

○教職員課長 規則が上です。要綱は、内部の取り決めのようなものとお考えいただければと思います。

○山中委員長 中等教育学校の場合には、1年・2年と3年・4年と5年・6年を3段階に分けてカリキュラムを組んだりしていくようですが、そういう関係と評価の関係で、中等教育学校の前期課程となると1年・2年・3年ですね。後期課程は4年・5年・6年ですが、3年、4年にわたって授業をする場合、この評価との関係ではどういう扱いになるのですか。

○教職員課長 身分と申しますのは、前期課程、後期課程となりますが、3年、4年の部分については、前期課程である3年生の教員が、カリキュラムの都合上、後期課程の部分を教えたりすることになりますが、その部分を前期課程の教員に対する評価として、後期課程のカリキュラムにかかわるような部分を総

合的に評価するとお考えいただくしかないと思います。

○山中委員長 身分的には、中等教育学校の教職員である者が、カリキュラムの上で3年、4年の両方をやっているときに、4年の授業とか4年のほうにかかわることも評価の対象に入るのだということですか。理屈から言うと変な気がします。

○教職員課長 業務として持っているものになりまして、かかわることになりますので、その部分の評価を外すほうがかえって合理的ではないような気もいたします。

○山中委員長 その評価によって不利益を受けたような場合に、自分は中等教育学校の前期課程の教職員であると。それが、身分に関係のない4年にかかわることで評価されるのはおかしいということで、不利益処分の際に問題になる危険があるかなと心配しています。不利益処分はあり得ないというのならよいのかもしれません。

○教職員係長 学校職員評価制度なのですが、目的の主な部分が職員の資質向上ですとか学校生活の活性化において児童生徒に還元することを目的にしていますので、ご心配されているような部分は少ないかなと思っております。

兼務しているというところで、前期課程と後期課程で、兼務の部分は、今後、教員がその本務に着目してというところは、現行の制度では本務を中心ということで考えています。

○山中委員長 今後、運用していく中で、考えなければいけない場合も出てくるかもしれないという気がするのですが、どうなのでしょう。

○池田（光）委員 余りなじみのない要綱だったので、どこかの機会一度勉強をさせていただければありがたいと思います。現在、どんな形で評価されていて、それがどう生かされて、あるいは、どこかに課題があるのか、よいところがあるのかを少し勉強させていただければありがたいと思います。

○山中委員長 そうですね。確かに、少しわかりにくい制度ですからね。きちんとわかっていないまま、議案として、はい、これで結構ですというわけにはいかないのかもしれませんがね。

○池田（光）委員 別の機会に勉強させていただければありがたいと思います。

○山中委員長 別の機会に、勉強するような場面をつくっていただければと思います。

ほかに何かありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 では、改正としては文言上のことなので、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、決定させていただきます。

○山中委員長 続いて、第7号に入りますが、第7号からは公開しない議案となりますので、傍聴の方はご退席をお願いします。

〔傍聴者は退席〕

**以下 非公開**